

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

我が国の人口は、平成 20（2008）年を境に減少局面に入っています。また、出生数も減少傾向にあり、人口減少・少子化が進行しています。このような状況は、労働供給力の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や社会保障制度の維持などの様々な課題が指摘されています。

本町においても、人口は、平成 22（2010）年まで微増傾向が続き、約 32,700 人に達しましたが、平成 23（2011）年以降減少に転じており、令和 6（2024）年 12 月末には 31,449 人となっています。また、出生数も減少しており、平成 22（2010）年中は 243 人でしたが、令和 6（2024）年中は 179 人となっています。

本町では、これらの人口減少・少子高齢化をはじめとする様々な課題やニーズに対し、児童福祉施策を総合的・計画的に対応するため、平成 14（2002）年 3 月に「岡垣町エンゼルプラン」を策定し、また、平成 15（2003）年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17（2005）年 3 月には「岡垣町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。さらに、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保などを目的とした、子ども・子育て支援新制度開始に向け、平成 27（2015）年 3 月には「岡垣町エンゼルプラン（岡垣町子ども・子育て支援事業計画）」を策定するとともに、平成 28（2016）年 3 月には「岡垣町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりを推進してきました。

また、こどもの貧困対策に関する施策を総合的に進め、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的に実施することを目的とした「岡垣町子どもの貧困対策推進計画」を「岡垣町第 3 次エンゼルプラン 岡垣町第 2 期子ども・子育て支援事業計画」に包含する形で令和 3（2021）年 7 月に策定し、こどもの貧困対策に関する施策も総合的に推進してきたところです。

今回、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法が令和 5（2023）年 4 月 1 日に施行されました。この法律において、市町村こども計画の策定が努力義務化されたことや「岡垣町子どもの貧困対策推進計画」及び「岡垣町第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終期を迎えることから、これまでの取り組みや新たなニーズ等を踏まえ、「岡垣町こども計画」を新たに策定し、本町のこどもが健やかに成長でき、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会<sup>※</sup>）の実現に向けた環境づくりを進めるものです。

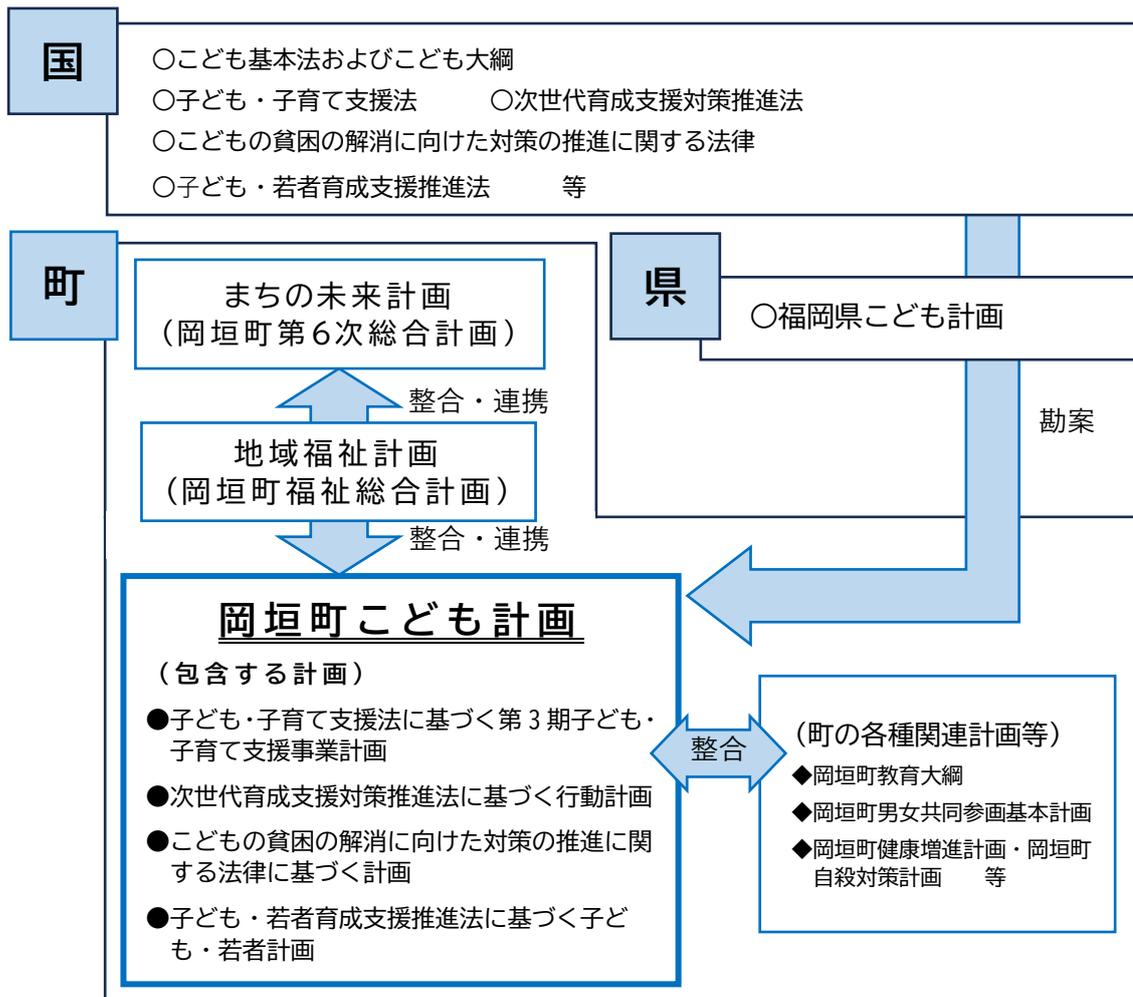
※「こどもまんなか社会」とは、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のことです。こどもや子育て中の方々が気兼ねなく多様な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢・性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々に応援するといった社会全体の取組を進めることで「こどもまんなか社会」を実現することにより、こども達が自分の能力を生かしたり、希望を叶えたりすることができる社会をつくるとともに、未来の担い手を育てることもつながります。このように「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会全体の取組を進めることで、住民一人ひとりの満足度を向上させるとともに、持続可能な明るい岡垣町の未来を目指します。

## 2 計画の性格

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく市町村こども計画として策定します。

また、「まちの未来計画（岡垣町第 6 次総合計画）」及び福祉分野の上位計画である「地域福祉計画（岡垣町福祉総合計画）」の個別計画であり、かつ、次に示す計画も包含しています。

### <計画の位置づけ>



## 3 計画の対象

こども基本法におけるこども及びそのこどもを養育する者を本計画の対象とします。

※こども基本法における「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

特に注釈がない限り、本計画において「こども」とは、上記のことをいいます。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。